

平成10年  
No.301

2/20

広報あじす 毎月 5日発行  
お知らせ版 毎月 20日発行

山口県吉敷郡阿知須町  
発行: 阿知須町役場

TEL.0836-65-4111 FAX 754-1292



▲ 調理方法を真剣に説明を聞く参加者

## 本格的なイタリア料理を 夫婦で調理学習

町教育委員会は、二月十三日(金)に町公民館調理室で中高年者を対象に実年セミナーを開きました。

当日は、町内源河のレストランの料理長・高野一年さん(前山区)の指導で、ペペロンチーノというスパゲッティなど四種類の本格的なイタリア料理に挑戦しました。

参加者は三十四人でしたが、夫婦で参加した人が多く日頃料理を奥さんに任せきりのお父さんもこの日ばかりは、張り切って調理人に変身。中にはプロ顔負けのお父さんもおられ、周りを驚かせていました。



ていねいに指導される高野さん

# 特別減税で低所得者へ

## 臨時福祉特別給付金

該当者は3月25日までに申請書を（期日厳守）

臨時福祉給付金  
(福祉給付金)  
支給対象者  
1人につき  
**1万円**

臨時介護福祉金  
(介護福祉金)  
支給対象者  
1人につき  
**3万円**

臨時特別給付金  
(特別給付金)  
支給対象者  
1人につき  
**1万円**

平成十年分所得税などの特別減税に伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得のねたきりのおとしより、六十五歳以上の低所得の人々に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。いずれも平成十年二月一日が基準日となります。

なお、対象者と推定される人には、民生委員を通して三十日すぎに申請書を配付します。該当と思われる人で申請書が届かない場合は町住民課福祉係までご連絡ください。申請書を提出されないと支給されませんので、ご注意ください。

### 臨時福祉給付金

本年二月分の次のいづれかの年金または手当を受給できる人が対象となります。

○老齢福祉年金  
基礎年金のうち旧障害福祉年金に該当するもの  
○遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に該当するもの  
○児童扶養手当  
特別児童扶養手当（※給付

金は障害児が対象）○特別障害者手当○障害児福祉手当○福手当（経過措置分）○原爆被爆者諸手当

○本年二月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置）を受給できる人

ただし、二月一日現在で生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所されている人などには、それぞれ病院、診療所または老人保健施設に平成九年十月三十日以前から継続して入院（入所）していたり、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人は、支給されません。

●申し込み・問い合わせ  
町住民課 福祉係  
(内) 65-4111-163  
(外) 2132

### 臨時介護福祉金

支援を目的としていますので、同一の人が臨時福祉給付金や臨時特別給付金の該当者であっても、支給の対象となります。

もしくは平成九年度分の市町村民税所得割が課されなかつた人が対象。本人が他の人の平成九年度分の市

区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成九年度分の市区町村民税所得割が課されなかつた場合に限ります。

○平成九年八月一日以前から痴呆またはねたきりなどで常時介護が必要な六十五歳以上の人

○本年二月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置）を受給できる人

ただし、二月一日現在で病院、診療所または老人保健施設に平成九年十月三十日以前から継続して入院（入所）していたり、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人は、支給されません。

### 臨時特別給付金

平成九年度分の個人の市区町村民税が課されなかつた六十五歳以上の人が対象です。本人が、他の人の平成九年度分の市区町村民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の人に平成九年度分の市区町村民税が課税されなかつた場合に限ります。

ただし、臨時福祉給付金と同様に生活保護を受けている人や臨時福祉給付金の該当者には支給されません。

## 四月から学童保育を実施

### 力ギッ子は申し込みを!



町では、共働きなどで、放課後および長期休業期間（夏休みなど）に児童の世話をできない家庭を対象に、四月から児童クラブ（学童保育）を行います。

▼対象となる児童 下校時、家庭で世話をする人がいない一年生から三年生までの児童

▼保育時間 月曜から土曜までの平日だけで、下校時から五時まで。第一四土曜休日と学校の長期休みは午前八時三十分から午後五時まで

▼保育場所 阿知須小学 校 南校舎 三階

▼保育定員 三十人程度

（定員になり次第締め切ります。）

▼保護者負担金 負担として、月額二千五百円。

※その他、おやつ代千五

宇部・小野田・秋穂・  
小郡・阿知須・楠・山陽  
の二市五町に住んでいる  
人は、山陽町・山陽国際

百円（月額）、傷害保険料三千六百円（年額）

▼締切 三月十日（火）

▼提出書類 ①町所定の申込書②父・母の源泉徴収票など

▼問い合わせ先 町住民課（☎ 65-4111（内）164（有）2132）

※説明会を二月二十七日（金）の午後七時から町公民館で行います。



## 県民ゴルフ大会

### 参加者を募集

県ゴルフ協会は、神奈川国体の出場選手選考会

民ゴルフ大会」の予選を四月二十二日（水）に県内七

申込み・問い合わせ

申込期間 二月二十三日（火）

申込み・問い合わせ

申込用紙  
〒747-0013  
狭郡山陽町大字福田  
陽国際ゴルフクラブ  
(☎ 76-2031)

▼クラブが予選会場です。

▼日時 四月二十二日（水）

▼場所 山陽町・山陽国際

▼競技種目  
男子①五十四歳以下、  
②五十五歳以上から六十  
四歳以下、③六十五歳以上  
以下、④五十歳以上上

女子①四十九歳以上、  
②五十五歳以上から六十  
四歳以下、③六十五歳以上  
以下、④五十歳以上上

▼競技方法  
トローケーブレーとし、そ  
れぞれスクラッチ競技と  
ハンディキャップ競技  
(ダブルペリア方式)を併用

## 春の全国火災予防運動

3月1日▶7日 不幸にして火災になつたら……

### 初期活動の3原則

#### ①早く知らせる

「火事だー」と大声で叫ぶ！



- 小さな火事だと思っても「火事だ！」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければ、やかんなどを叩き異変を知らせる。
- 小さな火事でも119番に通報する。

#### ②早く消火する

勇気を持って初期消火を！



- 出火から3分以内が消火できる程度。水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で火をおおうなど、手近のものを活用する。

#### ③早く逃げる

避難は早めに！



- 天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアをしめて空気を絶つ。

#### ●煙に注意して避難！

火災では炎と同様に、煙も危険です。煙は有毒ガスを含み、想像以上の速さで広がります。ぬらしたタオルやハンカチで鼻や口を押さえ、姿勢を低くしてすみやかに避難しましょう。



## 町臨時事務

### 職員募集



戦没者の遺族に  
特別弔慰金

受け付け三月末日まで

国では、戦後五十年にあたって、戦没者などの遺族（三親等内）で定められた要件に該当する人に、特別弔慰金を支給しています。

▼方法 領面四十万円の国債で支給（十年間にわたり毎年四万円ずつ）

▼条件 満州事変（昭和六年九月十八日）以後の戦没者の遺族のうち平成七年四月一日現在で、公務扶助料、遺族年金などを受ける人がいない場合。

町では、臨時の事務補助職員を次のとおり募集します。

▼人員 若干名

▼対象 町内在住者で、五十歳未満（平成十年三月三十一日現在）

▼勤務時間 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

▼賃金 日額賃金

▼申込期限 三月六日（火）まで

▼申込方法 履歴書を町総務課まで提出してください。

▼問い合わせ 町総務課庶務係

（有）65-4111

2113

▼受付期限 平成十年三月三十一日（火）

▼請求・問い合わせ 町住民課福祉係

（有）65-4111

11(内)163(有)2132  
または県健康福祉部高齢  
福祉課援護室（6083  
9-33-2800）

三十字以内（未発表のもの）  
▼応募方法 住所、氏名  
(ぶりがな)、年齢、職業  
(学生の場合は学校名、学年)、電話番号を明記の上、  
官製はがきで応募してください。（はがき一枚につき三点まで）

消費者意識高揚の  
標語募集

県消費生活センターでは、  
消費者意識の高揚を図り、  
安全でより質の高いくらしの  
実現を目指すために標語  
の募集を行います。

▼応募作品 標語の字数は  
住者

山口県内の在

▼応募先 〒753-108  
21 山口市葵二丁目六  
ンタ-（60839-24  
-12421）

▼応募締切 四月十五日（水）  
(当日消印有効)

# 催しもの

## 3月



- 3月 2日（月）ケーブルテレビ町お知らせ番組試験放送開始（1日4回放送）  
3月 3日（火）育児相談・離乳食指導（町役場、前10時～）  
3月 4日（水）よちよちくらぶ（町役場、前10時20分～）  
3月 10日（火）健康相談（町役場、前10時～）いきいき広場（福セントラル、後1時半～）



可燃ごみ（町内全域） 月・水・金  
2 4 6 9 11 13 16  
18 20 23 25 27 30

不燃ごみ（町内全域）

●灰・ビン・ガラス類  
(第1.3木曜日)

●空缶・鉄類  
(第2.4木曜日)



## ごみの収集日

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時30分

●町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長（一部）宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》

毎週月曜日～土曜日（祝祭日は出せません）  
午前7時30分～正午／午後1時～2時

